算式の符号

A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値

C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数

D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数

ⅱ　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

{(Ａ＋23,745円）×Ｅ－（6,820,000円×Ｂ×Ｃ×Ｄ／100,000人)}×0.5

Ｃ×Ｄに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、（Ａ＋23,745円）×Ｅ、6,820,000円×Ｂ×Ｃ×Ｄ／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）

算式

ａ／ｂ

算式の符号

a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額

b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値

C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数

D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数

E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）×0.5

算式の符号

A　連携協約に基づき他の市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

九十六　連携協約に基づく専門人材の確保に要するＪＪ。

算式の符号

A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値

C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数

D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数

ⅱ　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

{(Ａ＋23,055円）×Ｅ－（6,748,000円×Ｂ×Ｃ×Ｄ／100,000人)}×0.5

Ｃ×Ｄに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、（Ａ＋23,055円）×Ｅ、6,748,000円×Ｂ×Ｃ×Ｄ／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）

算式

ａ／ｂ

算式の符号

a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額

b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値

C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数

D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数

E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）×0.5

算式の符号

A　連携協約に基づき他の市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

九十七　連携協約に基づく専門人材の確保に要するＪＪ。